

中城村役場特定事業主行動計画

平成 17 年 12 月 1 日

中城村長
中城村議会議長
中城村教育委員会
中城村選挙管理委員会
中城村代表監査委員
中城村農業委員会

1. 目 的

我が国においては、年々少子化が進行しており、その影響は経済、教育等あらゆる分野に及んでいます。

そのような時代にあって、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体は特定事業主として、職員が安心して仕事と子育てが両立できるよう、職場を挙げて支援していく必要があることから、本行動計画を策定し、公表することとする。

職員が、この計画を自分自身に関わることと捉え、仕事と子育てを両立していくことができるよう、子育てに関わっている職員はもとより、職場単位で助け合い支え合っていくこととする。

そして、この計画が職場環境の変革のみならず、中城村の発展につながることを目的とする。

2. 計 画 期 間

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から平成 26 年度までの時限立法ですが、この計画は、平成 17 年 12 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間で第 1 期の計画期間とし、概ね 3 年を目途に見直しを行うこととする。

3. 計画の推進体制

- (1) 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置する。
- (2) 次世代育成支援対策に関する研修・講習を実施すると共に、情報

の提供等を行う。

- (3) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口を総務課に設置し啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知する。
- (4) 本計画の実施状況については、年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において、把握した結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

4. 職場の職務環境に関する事項

- (1) 妊娠中及び出産後における配慮
 - 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度についての周知を図る。
 - 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。
 - 妊娠中及び出産後の職員に対しては、本人の希望に応じ、原則として超過勤務を命じないこととする。
 - 出産費用の給付等の経済的措置についての周知を図る。
 - 育児には家族のサポートだけではなく、職場のサポートも必要である。職場において育児における休暇取得をしやすい雰囲気全員でつくる。
- (2) 子供の出生時における父親の休暇の取得の促進
 - 子供の出生時に取得できる特別休暇の制度についての周知を図る。
 - 特別休暇の取得率を、100%目標にする。
- (3) 育児休業を取得しやすい環境の整備等
 - 育児休業及び部分休業制度等の周知
 - ア 育児休業等に関する制度や経済的な支援等について、冊子等で周知を図る。
 - イ 妊娠を申し出た職員に対し、個々に育児休業制度・手続きについて説明を行う。
 - ウ 女性の育児休業の取得率を、100%目標にする。
 - 育児休業及び部分休業を取得しやすい環境の醸成
 - ア 育児休業の取得の申し出があった場合、課内において業務分担の見直しを行う。
 - イ 定時的に育児休業等の制度の趣旨を周知徹底することにより、職場の意識改革を行う。
 - 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ア 必要に応じて復職時における研修等を実施する。
- イ 育児休業者に対して、職場の状況等の情報提供を実施する。

育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

- ア 産前産後休暇や育児休業期間中については、代替要員の確保を図る。

(4) 子供の育児における父親の休暇の取得の促進

- 子供の出生後に取得できる特別休暇の制度についての周知を図る。
- 男性も育児に積極的に参加するよう、育児に対する休暇の促進を図る。

三歳未満の子を持つ男性職員に対し、制度についての周知を図る。

(5) 超過勤務の縮減

事務の簡素化・合理化の推進

- ア 職員各自は、効率的に事務を遂行することに努める。
- イ 総務課は、職員の超過勤務の状況を把握し、各課長と調整し事務の簡素化・合理化に努める。

超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ア 各課長は、超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して、超過勤務に関する意識の徹底を図る。
- イ 各課で、超過勤務削減の取り組みの重要性について認識し、職員の意識改革を図る。

一斉定時退庁日等の実施

- ア 定時退庁日を設定し喚起するとともに、課長による定時退庁の率先と日頃から定時退庁する環境づくりに努める。

(6) 休暇の取得の推進

年次有給休暇取得の促進

- ア 庁議や課内会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を喚起し、職場意識改革を行う。

- イ 課長等は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得を指導する。

- ウ 子供の予防接種実施日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進を図る。

- エ 安心して職員が、年次有給休暇を取得できる職場の業務遂行体制を整備し、取得しやすい雰囲気をつくる。

連続休暇等の取得の促進

- ア 国民の休日や夏季休暇と併せた年次有給休暇の取得促進を図る。

る。

イ 月曜日又は金曜日と週休日等を組み合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。

ウ 記念日における休暇や学校行事等への参加等のための休暇の取得の促進を図る。

以上の取り組みを通じて、職員全員が年間15日以上の休暇取得を目標とする。

特別休暇の取得の促進

ア 子供の看護休暇等の特別休暇の周知を図るとともに、その取得を希望する全ての職員に対し、100%取得できる環境をつくる。

各項目については、平成17年12月1日から取り組み、仕事と子育ての両立できる職場環境づくりの着実な推進に努める。